

Intellectual Property and Crisis Management -A Lesson Given by the Problem of the Tokyo 2020 Olympics' Logo (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/44836

東京オリンピックエンブレム問題に学ぶ 知的財産と危機管理 (1)

Intellectual Property and Crisis Management – A Lesson Given by the Problem of the Tokyo 2020 Olympics' Logo (1) –

大友 信 秀

1. はじめに

2015年9月1日、2020年東京オリンピックの公式エンブレム（以下、公式エンブレムという。）¹として公募で選ばれた佐野研二郎氏のデザインが公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会という。）により正式に撤回された。7月24日に公式エンブレム発表が行われた後、ベルギーのリエージュ劇場のロゴに酷似しているとして、いわゆるパクリ疑惑を持たれるなど、世間を騒がせた。

同問題は、知的財産権が関わることから、商標、著作権、意匠相互の関係から専門家の意見も示されたが、佐野氏や組織委の会見にこれら権利の専門家が同席することはなかった。

本稿では、公式エンブレム撤回と知的財産権の関係を整理し、事件の本質を明らかにすることを第一の目的とする。また、これまでも、STAP細胞で注目された理研の小保方氏の問題や料亭船場吉兆の問題など、危機管理（対応）に失敗した事例は数多い。これに対して、ジャパネットの顧客情報流出事件のように適切な対応で切り抜けた事例もある。一連の会見との関係で、法務危機が実際に生じた際の対応を含む法務危機管理に関わる問題について、危機時の対応を含め危機管理に関する対策を論じることを第二の目的とする。

1 正式エンブレムと呼ばれるものは、オリンピックマークである5つの輪を含むものであり、問題となったデザインは、これを取り除いた部分であるため、本来はロゴと呼ばれるものである。

2. 東京オリンピックエンブレム問題

(1) 公式エンブレム公開と模倣指摘の始まり

東京オリンピックの公式エンブレムは、7月24日に組織委員会によって公開された(図1参照。)。同エンブレムは、グラフィックデザイナーら8名で構成された公式エンブレム審査委員会(以下、審査委員会という。)²により104点(うち4点が海外からの応募。また、8名に対しては審査委員長及び組織委員会クリエイティブ・ディレクター名での参加要請文書が送付されている。)の応募作品の中から選ばれた。その後、同月27日に、同エンブレムがベルギーのリージュ劇場のロゴ及びフォントに酷似しているとして、劇場ロゴ(図2参照。)をデザインしたオリビエ・ドビ氏がFacebook等で言及した³。これに対して、同月30日に、組織委員会の武藤敏郎事務総長は、問題ないとの見解を公表し、国際オリンピック委員会(IOC)ならびに組織委員会の森善朗委員長も同様の見解を示しているとした。

図1



図2



2 審査委員は、永井一正(審査委員長、日本グラフィックデザイナー協会特別顧問)、高崎卓馬(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会クリエイティブ・ディレクター)、浅羽克己(日本グラフィックデザイナー協会会長)、細谷巖(東京アートディレクターズクラブ会長)、平野敬子(デザイナー/ビジョナー)、片山正通(インテリアデザイナー)、真鍋大度(メディアアーティスト/プログラマー/インタラクショナルデザイナー)、長嶋りかこ(グラフィックデザイナー)の8名。

3 <https://www.facebook.com/olivier.debie.5/posts/10207530767287261>,
<https://www.facebook.com/StudioDebie/photos/a.30657004607825.70557.306563286079401/83470945055296/?type=1&theater> 参照(2015年12月14日閲覧)。

(2) 第1回目釈明会見及び第2回目までの社会の反応

ベルギーのデザイナー側が IOC 及び JOC に対して、公式エンブレムに関する書簡を送付したことを受け、8月5日には、組織委員会と佐野氏による会見が開かれた⁴。同会見では冒頭で、組織委員会マーケティング局の榎英俊局長から、リエージュ劇場が公式エンブレムと類似するとされている劇場のロゴに商標登録をしていると主張していたが、IOC が公式エンブレムの国際出願を済ませているため問題はないこと⁵、また、劇場のロゴが商標登録されていないことが確認されたことから、商標の問題は解決したとの説明がなされた⁶。公式エンブレムに関する著作権等の権利は組織委員会に帰属しているが、デザインの模倣性についてリエージュ劇場側が言及しているため、佐野氏からコメントをとり、佐野氏はロゴを見たこともなく、デザインの参考にしたことはないとしていると、組織委員会から報告があった。また、公式エンブレムのコンペティションでは、オリンピックとパラリンピックが一目見て違うものでありながら、デザイン的な関連性があるもの、という二つの難しい課題が課せられており、佐野氏のデザインは街中の展開、ライセンスグッズの展開、動画やデジタルメディアへの拡張性（デザインの展開力）を満たし、連動性、デザインの展開性、拡張力からオリジナルの思考に基づくというもののご理解いただけるものと考えている、とした。

引き続き佐野氏から、ベルギーのデザイナーから盗用ではないかと指摘を受

4 会見の動画は YouTube で視聴可能。 https://www.youtube.com/watch?v=ai2dzb5Ho_Y 参照 (2015年12月14日閲覧)。会見に至るまでに、7月31日放送のTBS系『ひるおび!』における八代英輝弁護士「炎上ビジネス」発言があり、エンブレムの選定において、審査委員に佐野氏が在籍していた博報堂の関係者である永井一正、長鳴りかこ両委員が含まれている点等、デザインに関する多数の賞の委員と受賞者が持ち回りようになっていた点も指摘されていた。

5 ただし、組織委の「権利が発生しており、商標登録を確保済みで7月24日から使える状態になっている」との発言は、誤解を生じさせる表現である。

6 IOC 総会でコーツ会長（弁護士）からも相手方が商標登録をしていないので問題ないとされたとの説明があった。

けたことについて、驚いているが全く事実無根であるとして、公式エンブレムのデザインに込めた思いと具体的なディテールに関する説明がなされた。同説明では、ボードを使用し、エンブレム制作で必要とした一つの強い核として、東京の T に注目し、力強さと繊細さ、しなやかさが両立している書体として Didot と Bodoni に注目しデザインしたことが示された。その上で、T のアールに楕円が入っているため、東京オリンピックエンブレムの亀倉氏のデザインを考慮して、T と円を組み合わせた書体ができるのではないかと考えて公式エンブレムとなったことが明らかにされた。また、デザインの構造は、正方形を九分割していること、パラリンピックとはイコールで重なるためオリンピックとパラリンピックの両方のデザイン骨格は同じであること、公式エンブレムの展開を一つの重要な要素として考えて、変化、進化するロゴとして文字やパターンになる展開性を持つようにしたことが示された。

その後の質疑応答では、佐野氏本人による類似性の認識の有無に関する質問に対して、「私自身、見たときに、要素は同じものがあるが、デザインについての考え方は全く違うので、全く違うと思った。(類似性を)チェックするか、については、通常の仕事ですと、自分の周りや経験の範囲では調べるが、世界中の印刷物を調べたり過去に戻って調べるのは不可能であり、国際商標(出願に係る調査)で OK が出ているので問題ないと思った。」と述べた。また、リエージュ劇場のロゴとの違いの根拠は何かという質問に対しては、「シアターリエージュは T と L を主軸にしている。こちらは、正方形を九分割している。比較すると真ん中の帯と接点がきちっとくっついている。リエージュは離れているので、T と L からのみ作っている。自分はそもそも見ていないので、模倣ではない。デザインの考え方も全く違うのでできあがりも全く違ってきている。」と答えた。リエージュ劇場のロゴに対する依拠の可能性について、世界中のデザイナーが参考にしてるとされる [pinterest](#) にベルギーのデザイナーが同デザインをアップしていたことから、[pinterest](#) の閲覧歴について質問された際には、「あ、えーと、見ておりません。私としましては、参加する

ことに、ものすごい名誉に思い、それこそ何日も徹夜してつくった。そのようなものを参考にするのではない。まったくない。もう一度述べさせていただきます。」として、ロゴに依拠したことを改めて否定した。会見の最後に、今後の対応に関して、組織委員会広報が窓口として対応する旨伝えられた。

その後、サントリーのトートバッグをはじめ、佐野氏による多くのデザインがトレース・盗作との検証画像がネット上で広まり、8月13日に、佐野氏の申し出により問題となったデザイン（トートバック全30種類のうち8種類⁷）のサントリーのトートバッグの配布中止が決定された⁸。なお、その後、15日には、佐野氏により、トートバックのデザインは部下がしたものであるとの発言がなされた⁹。また、14日には、オリビエ・ドビ氏により、公式エンブレムに関してIOCに対する提訴がなされた。

(3) 第2回釈明会見（東京2020記者ブリーフィング）とその後の社会の反応

これら、公式エンブレムへの反応を受け、26日に、永井審査委員長より、公式エンブレムは、佐野氏の応募原案から修正されたものであるとの発言がなされ、28日に組織委員会による記者会見が開かれることとなり、その場で原案及び公式エンブレムに至る前の修正案が公開された（図3参照。）¹⁰。

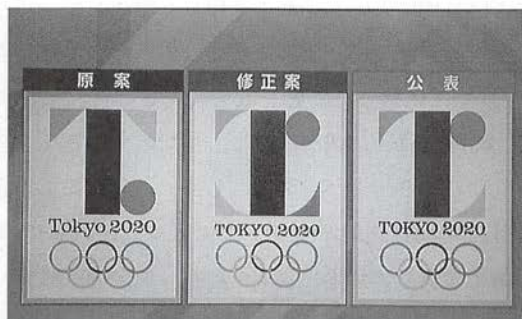
7 佐野氏は、部下によるトレース（模倣）を認めている。

8 佐野氏のデザインに関しては、この他にも、東山動植物園のシンボルマークとコスタリカ国立博物館の類似性が指摘されたり、群馬県太田市の「おおたBITO太田市美術館・図書館」のロゴがジョシュ・ディバイン氏のデザインに類似するとされ、これを受けて行われた市民の意見公募（全217通）のうち使用継続を支持するものが2割に留まったとして使用を断念している。また、佐野氏が雑誌「Hanako」に掲載した京扇堂（京都市）のポスターが秋田県横手市の団扇展のチラシに酷似すると指摘され京扇堂がホームページから同画像を削除している。

9 なお、8月18日には、佐野氏の事務所広報担当より、サントリーのトートバック以外に模倣はなく、トートバックの件と公式エンブレムは全く関係ないとの説明がなされている。

10 会見の動画はYouTubeで視聴可能。<https://www.youtube.com/watch?v=b8xJEMlddQ> 参照（2015年12月14日閲覧。）。

図 3



冒頭で、武藤敏郎組織委員会事務総長から、ベルギーでの裁判に対する影響を確認する必要があり会見が遅れたとして謝罪があり、裁判を受ける立場である IOC との調整をつけながら、国民に対して審査経緯を説明するとして、会見の趣旨が伝えられた。引き続き、組織委員会マーケティング局長から、東京オリンピックの際は、6名（2020年東京オリンピックエンブレムデザインの審査委員長である永井氏もその一人）の使命コンペであったこと、ロンドンオリンピックもリオオリンピックもエンブレムの選考に際しては、個人コンペではなくデザイン会社間のコンペであったことが示され、東京オリンピックのエンブレム選考では会社への発注によるコンペではなく、個人によるオープンなものにしたかったが、展開案を含むため高度なデザインスキルが必要であり、国内外での複数回の授賞経験を課した旨の説明があった。また、最終的に104名（うち海外4名）からの応募があり、有名なデザイナーが審査委員に入っていない理由は、すべて応募者側に入ったためとした。その後、審査基準である、①大会ビジョンに沿うこと、②（オリンピックとパラリンピックのエンブレムがそれぞれ）独自性をもちながら関連性を持っていること、③展開力があること、が示され、詳しい審査状況についても言及した¹¹。審査5日後の12月22

11 審査は、2014年7月17日、18日の二日間で行われ、1回目に審査委員それぞれが20個のチップを評価する作品に置いていき、2回目はそれぞれ10個というようにして、104作品を始めて37に絞り、次に14に絞ったこと、その間8時間を費やしたこと、2日目には14から4に作品を絞り、同作業に4時間を費やしたことが明らかにされ

日に武藤事務総長に結果が伝えられたが、公式エンブレム発表会までデザイナーの氏名は伏されていたことが明らかにされた。武藤事務総長から、公式エンブレムに採用されたデザインは、アルファベットの展開案も応募時からある等、グッズへの展開案等も含め充実していたため、その後の商標調査で修正が必要となっても佐野氏の案で行くべきとなったことが説明された。その後、若干類似する商標が見つかり、IOCからのアドバイスもあったため、そのままの出願を断念し、佐野氏に原案を活かしながら、より良い形へ改善することを依頼し、2ヶ月後に修正案の提案を受け、その後、原案に比べ少なくなった躍動感を上げる再修正を依頼し、4月にオリンピックとパラリンピックの連動性及び展開力に優れ、1964年東京オリンピックへのオマージュともなる最終案の提案を受けたことが明らかにされた。修正案については類似商標が見つからなかったことからIOC及びJOCの許可が出たこと、審査委員のうち平野委員からは修正案に対する承認が得られなかったことが説明された。これに続き、事務総長は、リエージュ劇場のロゴとの比較について、原案から修正原案、最終案への変化のプロセスや、公式エンブレムにはリエージュのロゴには全くない特徴がいくつもあることからオリジナルであると確信しているとした。質疑応答の中で、8月5日の会見で修正について言及しなかったことへの質問がなされたが、(IOCに対する)特殊な訴えがなされているため、その段階(会見当時は書簡が送付されたただけであったが、現在は提訴されており、内容がより確定した。)では説明できなかつたと釈明した。スポンサーとの関係では使用を継続することに変わりがないことが確認された。原案がリエージュ劇場のロゴと違うのはわかるが、修正段階で模倣した可能性を排除するのは難しいのではないかと質問に対しては、模倣したことを否定することは難しいことを認めたと上で、「原案からの論理がはっきりした上で変化しているので、途中で何か

た。作品製作者の氏名は開示せず、最終的に残った4点に関しては、展開力で1つが落ちた後、残りの3点につき徹底的に議論をし、3点は点数の差が問題にならない程度で力作だったが、最後の投票で佐野氏に4票、他に2票を得た作品が一つ、1票を得た作品が二つになったとし、この最後の作業に2時間が費やされたとした。

が入ってくるのは極めて難しいだろうということで経緯を示している。理解をいただきたい。」とした。また同席した永井委員長は、グラフィックデザイナーの観点からは両者が全く違うと言え、普通の場合は問題とならないが、オリンピックなので関心が高いため、少し似ただけのもので問題とされたとする私見を述べた。最後に事務総長が「今日の会見では、オリジナルであり使い続けることに理解をいただきたいと考えている。これがすべて。オリジナルであると理解してもらいたい。」として会見を締めくくった。

しかし、その後、原案応募の際に使用された展開図（空港内及び渋谷の街中での使用例）に他人の写真の無許諾使用があったことが指摘され、応募原案に関しても、2013年11月に銀座で開催されたヤン・チヒョルト展のポスター画像に使用されたデザインに酷似すると指摘された（図4下部のデザイン参照。）。

図4（ヤン・チヒョルト展のポスター画像^{12）}



(4) 第3回釈明会見（使用撤回表明）とその後の社会の反応

佐野氏、審査委員長の永井氏及び組織委員会による話し合いを経て、9月1日に組織委員会は、公式エンブレム公開後3回目となる会見を開き、佐野氏デ

12 世界中の様々なデザインが一覧できるウェブサイト Pinterest の poster design より。

ザインの公式エンブレムの使用撤回を表明した¹³。会見では冒頭で、これまでの経緯を振り返った上で、第2回会見（8月28日（金））開催後、翌日の土曜日には佐野氏から提出された展開例に他人の写真の流用が指摘され、続く日曜日には原案がヤン・チヒョルト展のポスター内のロゴに酷似するとの指摘があり、それまでの認識と変わったとの見解が示された。これら2件の問題のうち、佐野氏の説明では、前者に対しては、展開例が審査委員会の内部資料として作成されたため、公開されることを想定せずに許諾を得ていなかったこと、後者については、展覧会には行っているが、ポスター等については記憶がなく、公式エンブレムの原案は模倣ではなくオリジナルであるとされていることが明らかにされた。永井審査委員長の考えが紹介され、デザインの基本からは佐野氏のデザインはオリジナルなものとして認識されるが、いろいろな形で問題になったときに一般の国民には今のような説明で納得されるかどうかということについては問題があるかもしれないと考えているとされた。組織委員会としては、佐野氏の原案が模倣でないかどうかについては、専門家（である審査委員長）の判断に従い、模倣ではないが、一般国民の理解を得ることについては懸念を共有しているとした。そして、佐野氏から、模倣であるから取り下げるといふことはできないが、昼夜を問わず本人や家族に誹謗中傷が及んでおり、デザイナーとしてオリンピックに関わることが夢だったが、今や公式エンブレムが一般国民から受け入れられず、むしろオリンピックのイメージに悪影響が及んでしまうため、取り下げてオリンピックを成功させてほしいという気持ちの方が強くなった、として取り下げが提案されたとした。なお、公式エンブレムに対する権利は組織委に譲渡されており、佐野氏は権利者ではないが原作者の立場で提案の取り下げを希望したことから、永井委員長もその考えに同意したため、審査委員会の他の委員に連絡をとり、1名を除く7名から取り下げへの理解を得て、組織委員会、審査委員会、原作者の三者の判断を尊重し

13 会見の動画は、YouTube で視聴可能。 <https://www.youtube.com/watch?v=Xd2bmMrk9ss> 参照（2015年12月14日閲覧。）。

て、事態の解決として公式エンブレムを取り下げるという判断に至ったと説明された。また、オリンピック及びパラリンピックに関する最高責任者の集まる調整会議¹⁴に同判断が報告され了承が得られたことも報告された。引き続き、国民、東京都、政府、JOC、JPC、IOC、IPC、スポンサーに心配及び迷惑を与えた旨、スポンサーに対しては今後理解を得るように対応する旨が示された。最後に、直ちに新しいエンブレムの選考を公募で行いたいとの意向が示された。

その後の質疑応答では、最初に問題が発覚してから撤回に至るまで引きずったのはなぜかという質問に対して、当初の会見はリエージュ劇場のロゴとの関係で行っていたものであり、公式エンブレムが同ロゴには類似しないとする確信があったため、撤回とは関係ないとし、撤回は第2回会見（8月28日開催）以後に露見した問題が放置できないものであり直ちに行動を起こした結果だとした。公式エンブレム選考に対する組織委員会の責任の所在に対する質問に対しては、公式エンブレムを選考したのは審査委員会であり、組織委員会はこれを受け取った立場であるとした。また、応募者には剽窃がないものを応募する責任があるが、佐野氏は作成したデザインがオリジナルであると言っているため「手続的には慎重に運んできた（会見における事務総長発言のまま）」とした。その上で、国民から様々な意見が出て、国民からの支持が得られないという状況になったため、佐野氏が取り下げにより責任を果たしたとの理解を示した。原案からの2度の修正を捉え、佐野氏のデザインありきではないかとの質問に対しては、微調整によって修正が可能と判断したことと、1位の佐野氏のデザインと2位の差が大きかったことが佐野氏のデザインを公式エンブレムとすることにつながったとした。公式エンブレムがオリジナルであるのに取り下げるのは、国民の理解が得られなくなったということに尽きるのかという質問に対しては、同質問が非常に重要であり、その通りであること、そして、

14 遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣、森組織委員会会長、都知事を含む6者により構成。

リエージュ劇場のロゴに関する訴訟には全く関係ないことが強調された。模倣がないのに撤回するとした判断により今後損害が生じる場合の責任関係はどうか、という質問に対しては、まだ十分に把握していないが今後話し合いで解決していきたいとした。原案と他のデザインとの類似性の検証に関してはどのような経緯があったかという質問に対しては、登録されている商標に対するチェックは可能だが、著作権上問題となる登録されていないものに関する事前チェックはもはや不可能であり事後的な対応が現実的であるとした。なお、登録前のネットでの画像検索は他者による先行出願の可能性等から危険であり普通は行わないとして、今回の対応の合理性を説明した。エンブレムの選考にかかった費用に関する質問に対しては、審査会場のレンタル費と東京都の規定に基づく審査委員への日当のみであるとした¹⁵。公式エンブレムとリエージュ劇場のロゴの類似性に関しては専門家の判断からも類似しないとしながら、原案とヤン・チヒョルト展のデザインに関しては専門家が類似しないとしているのに、それとは異なる判断をするというのは論理的に矛盾するのではないかと、この質問には、後者については、専門家が類似はしないが国民の理解が得られないとしているという点に加え、佐野氏への誹謗中傷から本人が取り下げたいと言った点を尊重した、とした。リエージュ劇場のロゴとの類似性を否定するために開示した資料がさらに疑念を生む材料になった点をどう評価しているかとの質問に対しては、公開することで問題が出尽くした点では良かったと考えているとした。展開例に他人の写真が流用されていた点については、外部に公表されない場合には問題ないと認識を審査委員会も共有しており、今回のように公開される場合には許諾をとるべきだったとの認識を示した。ニコニコ動

15 この点に関して、その後、9月4日に、組織委員会がエンブレム選考から決定に至るまでに支払った費用が約5400万円であることが日経新聞の取材で判明した。このうち、4700万円が国内外の商標調査や登録関連費用とされ、審査会場のレンタル費や公募のためのホームページ作成費など選考関連が約900万円、エンブレム完成後のポスターや名刺の発注費などが約100万円であるとされる。そのほか、東京都と共催で行われた7月24日のエンブレム発表イベント開催費が約6900万円であるとされる。日経新聞2015年9月5日39面(14版)参照。

画の記者からは、今回の問題に関する次のような本質的質問がなされた。劇場と五輪とでは目的が違っており、コンセプトが異なるのは当たり前であり、商標登録では形状が似ているかが判断される。この問題に対して、佐野氏本人が直接国民に対して答えるべきだとされているが、会見に出席していないのは本人の意向か、と。この質問に対しては、永井審査委員長の意見として、エンブレム等に対しては類似するものが多数作成されており、結果として類似しているから採用しないとするとデザイナーが育たなくなるためコンセプトを重視するようになってきたと聞いていることが示された。責任の所在に対する答えが曖昧であった点を踏まえ、再度この点についてなされた質問に対しては、誰か一人に責任のある問題ではないとした¹⁶。また、今後の同種の問題（類似及び模倣の問題）への対処についても具体的な対応策については示さなかった。原案に対して類似する商標の存在により修正が行われ、今また原案に対して類似するデザインが現れたという状況は同じであり、これにより撤回という結論になるのはなぜか、という質問に対しては、修正の余地がある段階と修正された最終案との関係で原案が問題とされている現段階では次元が違う問題であるとされた。一般国民の理解が得られないという場合の国民とは誰かとの質問に対

16 この部分の回答は以下の通りである。「ご指摘のあたような、分解してどこかの一箇所に責任があるとかって、そういう問題とは私は理解しておりません。これは大勢の人が関与し、いろんな手続きをとって、私はこの問題をいかに進めるかというのが非常に大事だと思います。誰か一人がいいから決めたというようなことであってはならない。むしろいろんな形で専門家が関与してみんなが責任を分担してこういう結論を出す。誰か一人が責任を持って結論を出すということではないだろうかというふうに思います。もちろん、組織としてはそのトップの者が責任を持つんだという論理は分かりますけれども、今ご指摘のように、分解してどこかの誰かに責任があるのかという、そういう議論はちょっと私はするべきでないし、またできないだろうというふうに思います。」。なお、質疑応答後半で、事務総長は再度責任について次のように言及している。「それから責任ということに対しては、われわれは決して責任がないなんていうことは申し上げておりません。大変申し訳なく思っております。しかしそれを、新しいエンブレムを作って、一刻も早く国民の皆さまの支持を得られるようなものを作っていき、それが最も大事なことではないかというふうに考えるわけでありませう。」。

しては、様々なメディアを通じて出てきた意見を総合して判断したというしかないとした。問題の本質は一般の常識からかけ離れたデザイン界とその常識に乗り続けた組織委員会にあるのではないか、との質問に対しては、リエージュ劇場のロゴの問題に関しては法律問題として判断しており、今回の決断については、永井委員長も一般の理解が得にくいと判断しており、事実認識としてそのようには考えていないとした¹⁷。

(未完)

17 その後、12月18日、組織委員会は、旧エンブレムの選考過程について、外部有識者調査報告書を公表し、1次審査で事前に応募要請していた8人のデザイナーが全員通過できるように不正な投票が行われていたと認定した。(調査報告会見について、産経新聞のホームページにて詳細な紹介がなされている。<http://www.sankei.com/affairs/news/151218/afr1512180040-n1.html> 参照 (2015年12月21日閲覧))。